

令和 7 年 12 月号

SANWA LINER

【※ ホームページも情報満載です。
是非、ご覧下さい!!】

税理士法人

三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466 FAX : (023) 624-3472

令和 8 年から源泉徴収制度が変わります。

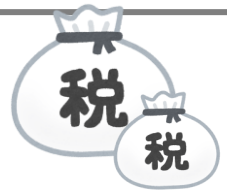
令和 8 年 1 月より、所得税の源泉徴収制度に関して以下のような重要な改正が行われます。給与計算や年末調整に関わる皆さまにとって、実務上の影響が大きいので、内容をご確認のうえ、適切な対応をお願いいたします。

【令和 8 年 源泉徴収制度の主な変更】

- 基礎控除額の引き上げ** (改正は令和 7 年より)
 - 現行 : 48 万円 → 改正後 : 58 万円
 - 所得税の課税対象額が減少するため、給与所得者の税負担が軽減されます。
- 源泉徴収の対象となる給与の下限額の引き上げ**
 - 月額給与 : 88,000 円未満 → 105,000 円未満
 - この改正により、低所得者層の一部が源泉徴収の対象外となります。
- 日雇い労働者に対する「丙欄」適用基準の変更**
 - 日額給与 : 9,300 円未満 → 9,800 円未満
 - 日雇い労働者の源泉徴収対象が一部緩和されます。
- 扶養控除等申告書の対象範囲の拡大** (詳しくはサンワライナー令和 7 年 6 月号をご覧ください。)
 - 扶養親族の範囲が見直され、申告可能な対象が拡大されます。
 - 「源泉控除対象親族」に該当する場合、毎月の源泉徴収における扶養人数にカウントされます。
- 通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正**
 - マイカー通勤者が勤務先から受け取る手当の非課税限度額が引き上げられます。
 - 片道 10 キロ以上の場合に、1 カ月あたりの限度額が 200~7,100 円引き上がります。

注意

源泉徴収税額表が改正!



【実務担当者様へのお願い】

- 給与計算ソフトの税額表更新をお忘れなく。
- 毎月の源泉徴収事務に備え、従業員への周知と各種申告書の正確な記載を徹底してください。
- 詳細は国税庁の「令和 8 年分源泉徴収税額表」等をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。

12 月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
12 ・ 1 月		1	2	3	4	5	⑥
	⑦	8	9	10	11	12	⑬
	⑭	15	16	17	18	19	⑳
	㉑	22	23	24	25	26	27
	㉘	㉙	⑳	㉑	①	②	③
	④	5	6	7	8	9	⑩
	⑪	⑫	13	14	15	16	⑰

12 月の主な税務

- 12/10(水) ・11 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 1/5(月) ・10 月決算法人の確定申告と納税
- ・4 月決算法人の中間申告と納税
- ・消費税の年税額が 400 万円超の 1 月、4 月、7 月決算法人の 3 月ごとの中間申告と納税 [消費税及び地方消費税]



弊社ホームページが新しくなりました!

詳しくはこちらの URL からご確認ください!

HP アドレス: <https://sanwa-kaikei.com>

